

地域経済の活性化と雇用対策の充実等に関する提言

地域経済の活性化と雇用対策の充実等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策などの緊急経済対策等を実施すること。

また、国は、成長産業への支援や高付加価値製品製造への転換企業への支援などきめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、更には生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援措置を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 中小企業等対策

(1) 厳しい景況下にある中小企業等に対し、資金繰り支援や税制上の優遇措置の拡充等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、雇用確保を強化すること。また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等、将来にわたるものづくり産業を維持・発展させるため、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

(2) 地域の経済・雇用の担い手である中小・零細企業を支援するため、セーフティネット保証制度の認定基準の緩和や中小零細企業保証制度の継続・拡大等の融資制度の充実や税制上の優遇措置の拡大を図ること。

(3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

4. 地域における雇用を引き続き創出するため、雇用創出基金事業について予備費や補正予算による基金の積み増しを行い、合わせて平成 25 年度以降も拡充し継続して実施すること。

また、若者キャリア開発プログラムや農林漁業の 6 次産業化による地域活性化を図るための意欲ある若者や女性等の農水産業への参入促進などの各種就労・就業支援事業の拡充や財政措置を充実すること。

5. 多様な分野でのエネルギー技術の革新による新産業の創出による需要の創造と雇用創出を積極的に推進すること。

6. 省エネルギーの促進・再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策の両面から、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。

特に、太陽光・小水力及び風力発電などの再生可能エネルギー導入を推進するため、関係法令の手続きの簡素化や支援制度の拡充を行うこと。また、グリーンニューディール基金事業制度の拡充を図ること。

(2) 安定的な電力供給体制の整備促進と、新たな成長産業育成支援の促進を図るため、スマートグリッド関連の製品・技術の導入に対する支援措置を講じること。

7. 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

8. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域の目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

9. P F I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、財政支援の拡充や P F I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。

10. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。
11. 地域資源を活用し、持続可能な地域振興を目指すジオパーク及びエコパークに対する支援体制の整備を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。
12. 東日本大震災関係について
 - (1) 被災した事業者及び当該事業者と取引があった事業者の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の安定に支障が生じることがないように、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
 - (2) 被災地域産業地区再整備事業を継続するとともに、仮設工場・店舗等の整備を促進すること。
 - (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
 - (4) 特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図ること。
 - (5) BOT方式を採用したPFI事業により整備した学校給食センターや社会教育施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。